令和４年２月２日

保護者　様

旭市教育委員会教育長
（公印省略）

「令和３年度児童生徒の出欠及び学校の臨時休業等について」の
一部改訂について（通知）

平素より、本市の教育活動及び感染症対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

標記の件につきまして、裏面のとおり一部改訂しましたので、お知らせします。

ご家庭におかれましても、お子様にご指導いただくとともに、引き続きご協力くださるようお願い申し上げます。

R4.2.1 改訂版

令和３年度
児童生徒の出欠及び学校の臨時休業等について

旭市教育委員会

発熱等の風邪の症状がある場合	
○（同居の家族を含み）発熱等の風邪の症状がある場合は、無理をせず、自宅で安静にしてください。	○発熱等の風邪の症状が治るまでは、出席停止となります。 ○発熱等の風邪の症状がみられる場合は、日ごろ通院している医療機関か千葉県発熱相談コールセンター(0570-200-139)等に相談し、指示に従ってください。また、指示の内容等について、学校に連絡をしてください。

出席停止等の取扱いについて

○お子さまや同居の家族が医師や保健所等の指示で、検査（PCR 検査・抗原検査）を受ける時は、原則として登校できません。その場合は欠席ではなく出席停止となります。

○出席停止の期間について

陽性が判明した場合は、保健所の指示に従ってください。

濃厚接触者に特定された場合等は、保健所または学校の指示に従ってください。

○お子さまや同居の家族が検査を受けることになった場合は、必ず学校に連絡をしてください。

児童生徒（本人）及び同居の家族の状況	検査を受ける人		登校について	出席停止期間等
	本人	家族		
①濃厚接触者に特定された場合	●		×	感染者と接触した日の翌日から７日間 ※陰性が判明しても、７日間は出席停止
		●	×	濃厚接触者に特定されてから、検査結果（陰性）が判明するまで
②濃厚接触者に特定されなかったが医師や保健所等の指示で検査を受ける場合	●		×	検査を受けることになった時から、検査結果（陰性）が判明するまで
		●	×	
③発熱等の風邪症状があり、医師や保健所等の指示で検査をする場合	●		×	検査を受けることになった時から、検査結果（陰性）が判明するまで
		●	×	
④参加したイベントや大会等で陽性者が確認されたり、COCOA の通知を受けたりして、医師や保健所等の指示で検査をする場合（濃厚接触者に特定された場合は、①へ）	●		×	検査を受けることになった時から、検査結果（陰性）が判明するまで
		●	※	※登校の有無については、医師や保健所等の指示で判断します。判断が難しい場合は②へ
⑤学校や習い事、勤務先等で陽性者が確認され、濃厚接触者に特定されなかったが、保護者または勤務先等の希望で検査をする場合	●		×	検査を受けることになった時から、検査結果（陰性）が判明するまで
		●	◎	登校できます
⑥症状はないが、保護者や勤務先等の希望、または勤務先等で検査をする場合	●		×	検査を受けることになった時から、検査結果（陰性）が判明するまで
		●	◎	登校できます
⑦指定感染症等以外の疾病やけが等で、入院するために検査をする場合	●		×	治療後または検査結果（陰性）が判明するまで
		●	◎	登校できます

記号について　●：該当者　×：出席停止とします　◎：登校できます

※ 地域の感染状況等により、対応を変更する場合があります。

※ 判断に迷う場合は、必ず学校へ連絡をお願いします。